

2013年2月7日

厚生労働大臣
田村 憲久 様

新日本婦人の会
会長 笠井貴美代

BSE（牛海綿状脳症）対策の後退に強く抗議し

国の責任で国民のいのちと健康を守るために予防原則を徹底することを求めます

厚生労働省は2月1日、米国産牛肉の輸入条件を20カ月齢以下から30カ月齢以下に拡大し、特定危険部位の除去を30カ月齢以下は不要へと緩和しました。今回の米国産牛肉の輸入条件の譲歩は、TPP推進がらみの「規制緩和を前提とした見直し」であり、国民のいのちよりも米国の圧力を優先したもので、到底認められません。

米国でのBSE検査は「よたれ牛」などを対象に実施し、検査率はわずか0.1%です。そのわずかな検査率を基準として、BSE牛発生は激減しているとする評価に信ぴょう性はありませぬ。さらに米国で昨年4月、発生原因が未解明であり、食肉部分での感染性も指摘されている非定型BSE牛が見つかったことは重大です。

そもそも米国産牛にはトレーサビリティ体制もなく、月齢判定も不正確、飼料規制も緩やかで、管理はずさんと言わざるを得ませぬ。むしろこれまで国内で実施されてきたBSE対策を米国産牛肉にもつよく求めるべきです。

また歩調を合わせるように国内措置についても30カ月齢以下は、BSE検査不要、これまで特定危険部位としてきた頭部（扁桃をのぞく）、脊髄、脊柱の除去を不要とする大幅な規制緩和を強行しました。

国内では、飼料規制の強化、屠畜牛の全頭検査と特定危険部位の除去を徹底させ、さらにトレーサビリティも確立するなど世界に誇れるBSE対策を実施し、消費者は安心して安全な牛肉を選ぶことができました。しかし非定型BSEについては未解明な部分が大きく、いま規制を緩和することは、国民の健康や命を守るべき行政が「危険は非常に小さくても、排除する努力をする」という予防原則を投げ捨て、その責任を放棄するものです。また屠畜場を管理し、食の安全のため全頭検査を続けてきた自治体のとりくみを無にするものです。

これまでのBSE対策を後退させず、国民のいのちと健康を守るために予防原則を徹底することをつよく求めます。